

食品安全委員会プリオン専門調査会

第121回会合議事録

1. 日時 令和3年3月15日（月） 14:00～14:49

2. 場所 食品安全委員会 会議室（Web会議システムを使用）

3. 議事

(1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、水澤専門委員

(説明者)

農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室 沖田室長

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄次長、石岡評価第二課長、入江評価技術企画室推進室長、東良課長補佐、中村係長、大西技術参与

5. 配布資料

資料1 SRMの範囲の見直しに係る評価について

資料2-1 食品健康影響評価に係る諮問内容等について(令和3年2月15日付け府食第70号)

資料2-2 食品影響評価に係る諮問内容等について(回答)(令和3年2月26日付け薬生食監発0226第7号)

参考資料1-1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書

参考資料 1－2 SRM の範囲の見直しに係る評価の考え方（案）（2020 年 11 月 12 日第 120 回プリオン専門調査会資料）

参考資料 2－1 2020 年第 2 回 OIE 連絡協議会資料（2020 年 12 月 18 日）

参考資料 2－2 BSE コード二次改正案（OIE 連絡協議会参考資料）

参考資料 3－1 我が国に輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る審議状況

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりましたので。皆さんお忙しい中、年度末でばたばたしている中ありがとうございます。

それでは、ただいまから第 121 回「プリオン専門調査会」を開催します。

事務局から現在の出席状況等の報告をお願いします。

○東良課長補佐 事務局の東良でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食品安全委員会決定に基づきまして、12 名全員の専門委員がウェブ会議システムを利用して出席予定でございますが、現時点では 11 名の専門委員が御入室されています。高尾専門委員におかれましては、遅れて入室、参加予定でございます。

続きまして、食品安全委員会からは佐藤委員長、山本委員が御出席です。

そして、事務局でございますけれども、小川事務局長、鋤柄次長、石岡評価第二課長、私、東良、そして、係長の中村が参加しております。

そして本日は、議事（1）に関連いたしまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課の沖田国際衛生対策室長に、同じくウェブ会議システムにより御出席いただいております。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局から本日の議事及び資料の確認と、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく、確認の結果の報告をお願いいたします。

○東良課長補佐 本日の議事につきましては、お手元の議事次第にございますとおり、議事（1）が、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRM の範囲）に係る食品健康影響評価についてでございます。

お配りしている資料でございますけれども、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が 3 点、資料 1 と資料 2－1、2－2、そして参考資料が 5 点でございます。また、郵送物の中には過去の評価書も同封させていただいております。これらが資料と参考資料になります。

また、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認につきまして御報告申し上げます。専門委員の皆様から事前に提出されている確認書を確認したところ、本委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

先生方から提出いただきました確認書について相違はございませんでしょうか。ただいまの事務局からの報告のとおりということですのでよろしいでしょうか。

それでは、相違はないということで、ありがとうございます。

議事中、質問や議決事項に関する意思確認をいただくことがございます。その際は、事務局から事前に送付しています、「挙手/同意カード」でお示しいただけたらありがたいかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、議事（1）、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し、特に SRM の範囲に係る食品健康影響評価についての審議を始めさせていただきます。

本件につきましては、昨年 11 月 12 日ですけれども、第 120 回プリオン専門調査会において、評価の考え方の案及び評価書の目次の案について御審議いただきました。主として、現在の国内のリスク管理措置の状況を整理しつつ、L 型の非定型 BSE 感染牛の脊柱を摂取することによる人のバリエーションタイプのクロイツフェルト・ヤコブ病発症のリスクを中心に、岩丸先生、高尾先生、筒井先生、八谷先生、福田先生により構成される起草委員会におきまして、評価書案の作成を開始するという御同意いただきました。

その後、起草委員会において評価書案の作成作業を進めていただいておりますが、その間、SRM に関する国際基準を策定します OIE において、日本を含む無視できるリスク国に対して、「全ての牛について SRM の除去を必要としない」とする現行の基準から、「飼料規制が行われる前に出生した牛については、SRM の除去を必要とする」内容の基準改定案が検討されているということが、筒井先生をはじめ、関係者の方からの情報提供により判明しました。

そこで、本年 1 月に起草委員の先生方と私も参加して、起草会議を開催させていただき、この OIE の動向について事実確認を行うとともに、今後の本調査会の審議に際し、厚生労働省から諮問されている内容、つまり SRM の範囲への影響について、厚生労働省に対して意見照会を行うということにいたしました。

今回、厚生労働省からその回答が届いたということで、厚生労働省の考えを踏まえて今後の審議をどのように進めていくかということにつきまして、今回審議いただくということでお集まりいただきました。

それでは、ただいま私が概要を説明した内容、経緯につきまして、事務局からさらに詳細な説明をお願いしたいと思います。

○東良課長補佐 眞鍋座長、ありがとうございます。

それでは、事務局から本経緯について御説明、御報告させていただきます。資料につきましては、資料 1、横紙となります。「SRM の範囲の見直しに係る評価について 第 121 回プリオン専門調査会」と書かれた資料を御用意ください。

また、参考資料につきましても適宜使いながら御説明させていただきますので、こちら

もお手元に御用意いただきますようお願いいたします。

それでは、資料 1 を 1 ページおめくりいただきまして、2 ページになります。「最近の審議経緯」と書かれているページからになります。先ほど、眞鍋座長からも経緯の御説明がございましたが、改めて国内牛の SRM の範囲に関しまして、最近の議論の経緯について御確認いただきます。

まず、2020 年 9 月 11 日とありますとおり、第 119 回プリオン専門調査会におきまして、本件の審議を再開することが決定され、評価書案策定のための起草委員が指名されました。

厚生労働省からの諮問内容でございますけれども、これにつきましては参考資料 1-1 を御用意ください。こちらは何回も御説明等に使用させていただいている資料でございますけれども、平成 27 年 12 月 18 日付の厚生労働省からの諮問となっております。

参考資料 1-1 の 2 ページ目を御覧ください。こちらは別紙となっております、今回の諮問の背景、趣旨について、厚生労働省からの説明がございます。今回の厚生労働省の諮問の背景、趣旨に当たりましては、(1) から (4) までに係る部分では、過去の食品安全委員会のリスク評価、そしてそれに係るリスク管理措置を踏まえまして、近年、BSE 感染牛が発見されるリスクというのが非常に減少しているということであり、2015 年段階で BSE 検査月齢の見直しと、SRM の範囲に関するリスク評価が諮問されました。

また、これらのリスク管理措置の変更の背景でございますけれども、(5) にございまして、同じく世界的にもそのリスクが減少しておりまして、国際基準ですとか諸外国のリスク管理措置の変更、それらとの整合性が背景にあるというふうに説明されておりました。

そして、今回の SRM の範囲の見直しに係る具体的な諮問内容でございますけれども、こちらにつきましては同じ資料の 3 ページになりまして、その冒頭に「(2) SRM の範囲」と書かれておりますとおり、現行の「全月齢の扁桃、回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部、脊髄、脊柱」から、「30 か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較するという内容の諮問内容となっております。

それでは、横紙の資料 1 の 2 ページに再びお戻りいただきまして、経緯が続きます。

11 月 12 日でございまして、第 120 回プリオン専門調査会、これは対面で開催した調査会でございますけれども、SRM の範囲の見直しに係る評価の考え方及び評価書の目次案について御審議いただきました。

こちらの詳細につきましては、参考資料は 1-2 になります。第 120 回プリオン専門調査会の審議資料でございます。こちらのほうは、一度御審議いただいた内容となっておりますが、簡単に経緯のほうを確認いただきます。

2 ページに進んでいただきまして、こちらの冒頭にもございまして、枠内のところでございますけれども、今回のリスク評価の前提として、飼料規制や SRM の除去等の BSE リスク管理措置の徹底により、現在の国内牛肉の全体のリスクは、国内 BSE 陽性牛の初確認を受け、その対策を開始した 2001 年 10 月当時と比較して大幅に低下したということが

前提として確認されました。

続きまして3ページ目は、「今回の審議で取り扱うリスク」と書かれている資料でございます。こちらは特に表の部分を中心に御議論いただきましたけれども、その枠内の冒頭を確認いたしますと、定型 BSE につきましては、飼料規制等の BSE 対策が継続されている中では、今後日本において発生する可能性はほとんどない。H-BSE につきましては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できない。そして、3 番目になります。脳、脊髄（30 か月齢超）は引き続き SRM 対象であること、また、L-BSE 牛の異常プリオンたん白の体内分布に関する知見を考慮すると、今回の審議では、L-BSE 牛由来の脊柱を摂食することによる人の vCJD 発症の可能性を判断する必要があるということが審議の考え方として整理され、合意いただきました。

この後御説明することになります OIE の最新の国際基準に関連しまして、この国内定型 BSE 牛に関する発生頻度というところがポイントとなっておりますけれども、そちらにつきましてはこの 11 月の資料でも説明されておりますとおり、発生する可能性はほぼないという部分については、スモールナンバーで 1) と付されております。これを見ていただきますと、健康と畜牛の BSE 検査の廃止に係る 2016 年 8 月評価書における判断をそのまま引用しているものでございます。こちらにつきましても後ほどの資料で御説明いたします。

それでは、再び本資料 1 の 2 ページにお戻りください。

今、経緯の 11 月のところとなりました。この専門調査会の後でございますけれども、眞鍋先生からも御紹介いただきましたとおり、起草委員の先生方を中心に評価書案の作成が進められておりましたけれども、青の点線で示されております、12 月 18 日、農林水産省主催の OIE 連絡協議会におきまして、OIE において検討されている SRM に関する最新の国際基準案の内容の詳細が明らかになりました。この OIE による新たな基準案の検討が、今回、審議の前提となる厚生労働省の諮問内容に影響を与える可能性がございます。その内容につきまして、具体的に御説明させていただきます。

資料の 3 ページ目にお進みください。横表になりますけれども、冒頭に「OIE コード (SRM の範囲)」とされております。こちらにつきましては、OIE コードの中から SRM の範囲に関する部分を抽出して事務局で作成した表になります。そこで、この OIE コードの SRM の範囲に関しまして、現行のルールでは、日本も含まれております、この「無視できるリスク国」に対する SRM の範囲ですけれども、ここに書かれておりますとおり「なし」ということとして、この基準が長年、同様の扱いとされてきておりました。これは、一次案（2019 年 9 月 OIE コード委員会）で議論された OIE コード、ここでは暫定的に一次案とさせていただきますけれども、一次案につきましても「無視できるリスク国」につきましては、SRM の範囲は定めない、「なし」ということで同様となっております。この一次改正案の内容も確認しつつ、国内牛肉の SRM 範囲見直しに係るプリオン専門調査会の審議が進められておりました。

そして、今回新たに OIE から提示されている新たな基準案、ここでは暫定的に二次改正

案と呼ばせていただきますけれども、こちらにつきましては2020年9月のOIEコード委員会で議論され、その後、各国に知らされたものとなります。こちらにつきましては、「無視できるリスク国」と「管理されたリスク国」を1つに統合しております。この表のとおりでございます。そして、そのSRMの範囲を全月齢の回腸遠位部と30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄としております。

ただ一方で、BSE病原体がその国の牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に生まれた牛については、そのSRM適用は対象外ということが示されております。ここは※赤字で下線を引いている部分となります。

この部分が非常に重要なポイントとなってまいりまして、つまり日本の場合を考えますと、過去のリスク評価におきましてBSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間、飼料規制が有効に機能していると考えられている期間、過去のプリオン専門調査会でも判断している時期につきましては、出生年月で見た定型BSEの最終発生から先であるということで整理されておきまして、具体的にいきますと2002年1月がこのポイント時点として整理されております。

ということで、つまり今はこの2002年1月を境にして、それ以前に生まれる牛とそれ以降に生まれる牛では、このOIEの二次案が適用されるSRM除去の対象牛というのが変わってまいります。将来、食肉牛でと畜される牛に関して2002年1月を境に、それ以前に生まれた場合につきましては、ここにある全月齢の回腸遠位部と30か月齢超の頭蓋、眼、脳、脊柱、脊髄の除去が要求されるというのが今回の国際基準案となっております。これがOIEコードの最新案でございます。

続きまして、国内のSRMの範囲、これは厚生労働省で施行している現行の範囲と、あと、2015年12月の諮問案の範囲、これを両方挙げております。こちらとOIE二次改正案を比較しますと、いわゆる2002年1月以前に出生したと畜牛につきましては回腸遠位部と脊柱の除去が求められるようになるというところで、今回の諮問案ではそこが考慮されていないという状況で、最新の国際基準案と今の諮問案とで違いが発生しているという状況になります。

今回のOIE二次改正案の議論の背景ですけれども、こちらにつきましては参考資料2-1、参考資料2-2に、OIEの公式文書、そして日本語訳がついております。参考資料2-1につきましては、先ほど冒頭御紹介した12月のOIE連絡協議会で用いられた農林水産省の資料となります。

参考資料2-1を御用意いただきまして、5ページ目をお開きください。「二次案（今回案）のポイント①」とされております。このページの四角の枠内に書いてありますとおり、改正案では、BSE病原体が牛群で循環しているリスクに応じたリスク管理措置が必要との考えに基づいており、特に有効な飼料規制が確立してから生まれたかどうかを重視しているという全体的な背景の説明がなされております。

この議論の経緯ですとか、今後のOIEのスケジュールに関しましては、この後、農林水

産省の沖田室長から技術的な補足をいただけることになっております。

それでは、再び資料 1 にお戻りください。4 ページと 5 ページは、過去のプリオン専門調査会の評価の抜粋となります。

まず、4 ページ目でございますけれども、こちらは 2013 年 5 月に実施した国内 BSE 対策の見直しに関する評価でございます。こちらでは、BSE 検査月齢を 30 月齢から 48 月齢超に引き上げる評価を行っております。

こちらの評価書においては、定型 BSE が今後国内で発生する可能性に関する評価に関してまとめておりますけれども、その技術的なアプローチとしましては、EU における感染牛の摘発年齢分布ですとか、フランスにおける BSE 感染牛の推定潜伏期間及び感染時期などから、日本における飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間を 11 年と設定し、その結論として、一番下の紫の【評価結果（抜粋）】評価書 P43～44 に該当する部分からの引用となりますけれども、総合的な BSE 対策の実施により、出生年月で見た場合、2002 年 1 月に生まれた牛を最後に、それ以降 11 年にわたり、BSE 発生は確認されていない。EU における BSE 発生の実績を踏まえると、BSE 感染牛は満 11 歳になるまでにほとんど（約 97%）が検出されると推定されることから、出生年月で見た BSE の最終発生から 11 年以上発生が確認されなければ、飼料規制等の BSE 対策が継続されている中では、今後、BSE 発生がある可能性はほとんどないと考えられると評価されております。

続きまして、ページを 1 枚進めていただきまして、5 ページ目になります。こちらは、その 3 年後の 2016 年 8 月、この題名にありますとおり、健康と畜牛の BSE 検査の廃止に係る評価で、特に 2002 年 1 月以前に出生した牛に対しての BSE が発生する可能性について評価したものをそのまま引用しております。

ここに書いてありますとおり、その 1 パラグラフ目、2016 年 5 月末現在、出生年月で見た定型 BSE の最終発生以前に出生した牛は、172 か月齢以上の高齢牛であり、その当時飼養されている頭数は、月齢不明を含めて 21,033 頭でございました。

2 パラ目です。これらの牛については、飼料規制強化前に出生しており、汚染飼料にばく露した可能性は否定できない。日本においても、飼料規制前に生まれた牛において、185 か月齢で BSE 陽性が確認された症例がある。また、EU 諸国においても、172 か月齢以上の BSE 検査陽性牛が確認されているとあります。

最終的な結論としまして、5 パラ目になります。これらの事実を踏まえると、2002 年 1 月以前に出生した牛について、今後、定型 BSE が発生する可能性は極めて低いものと考えられるという形で評価をしております。

最後に、6 ページ目を御覧ください。これは御参考となりますけれども、2020 年 10 月現在、なので今から半年前の状況となりますけれども、今、国内で飼養されている牛の年齢別飼養頭数をまとめたグラフとなります。

御覧いただくと分かりますとおり、0 歳から 3 歳までにかけてはこれからと畜される前の牛がたくさん飼養されているということで大きな集団がございますけれども、その後は

飼養頭数が、その使役が進むにつれてその牛がと畜ないしは殺処分されるということを踏まえまして、高齢牛ではほとんど残っておらないのですけれども、それでもやはり一定数の高齢牛がございます。二次案で焦点となっている 2002 年 1 月以前に生まれた牛、このグラフ時点の月齢では 225 か月齢以上、18 歳、19 歳以上を示しておりますけれども、その牛が現在、国内で 1,350 頭飼養されております。この牛については必ずしもと畜されるとは限りませんが、一定数はと畜される可能性がございます。そして、この 1,350 頭以外に月齢不明牛が約 236 頭存在するという状況になっております。こちらはあくまでも現時点の御参考とさせていただきます。

以上が資料 1 の説明でございまして、OIE の最新の改正案ですとか、厚生労働省の諮問内容との違いにつきまして御説明させていただきました。これらにつきましては、1 月の起草会議においてこういった事実関係を確認した上で、厚生労働省に対してこれらの OIE の議論の動向、諮問内容への影響について一度照会を行い、その回答をもって専門調査会で今後の審議の方針を改めて御審議いただくことが必要であるということでご確認いただきました。

それでは、その経緯に基づいた、厚生労働省に対する照会と厚生労働省の回答につきまして、資料 2-1 と資料 2-2 を用いまして御説明させていただきます。この 2 枚を御用意ください。

まず、資料 2-1 です。令和 3 年 2 月 15 日付で、食品安全委員会事務局評価第二課長から今回諮問の主管担当課になっております厚生労働省の食品監視安全課長にあて送付された照会となります。

冒頭 1 パラグラフ目のところでございますけれども、平成 27 年 12 月 18 日付の厚生労働省の諮問に基づいて、現在、食品安全委員会プリオン専門調査会において、SRM の範囲に関する審議が行われているところということの説明がございます。

第 2 パラグラフ目でございますけれども、今般、プリオン専門調査会は、OIE において検討中の BSE に関する最新の改正案について、日本が OIE により認定されている「無視できるリスク国」に対しましても、BSE 病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれた牛以外については、全月齢の回腸遠位部、そして 30 か月齢超の頭蓋、眼、脳、脊柱、脊髄を SRM として除去することを求める趣旨が提案されているとの情報に接した。

そして、最後となりますけれども、厚生労働省に対する質問の部分、照会の部分につきまして、今後の審議を進めるに当たり、これらの OIE の動向について、国際基準の状況も踏まえられた貴省、厚生労働省の諮問の趣旨、背景及び諮問内容に影響はないか確認したため、貴省において御検討の上、その結果を返答いただくようお願いいたしますという文章を送付いたしました。

これに対する厚生労働省からの回答が、資料 2-2 になります。令和 3 年 2 月 26 日付で、同じく厚生労働省食品監視安全課長から評価第二課長あて、回答があった文書です。

こちらにつきましては1パラグラフだけですけれども、本件の照会につきまして厚生労働省で検討したところ、OIEにおいて検討中のBSEに関する国際基準の改正内容が確定されなければ、平成27年12月18日付の厚生労働省による諮問の趣旨、背景及び諮問内容への影響の有無について判断することができないため、上記の改正内容が確定した段階で改めて回答いたしますという形で回答をいただいております。

以上が、本件の背景と厚生労働省からの回答となります。

事務局からの説明は以上です。眞鍋座長、よろしく申し上げます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

委員の先生方からの御質問は、この後引き続いて農林水産省の沖田国際衛生対策室長から説明いただいて、その後、御質問、コメント等をお伺いしたいと思います。

では、続きまして、OIE二次改正案に関する議論の背景、あるいはOIEにおける今後の検討スケジュール等につきまして、技術的な補足説明を農林水産省の沖田室長からいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○沖田国際衛生対策室長 眞鍋座長、ありがとうございます。国際衛生対策室長の沖田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、背景についての若干の補足、先ほどの事務局の説明で中身についてはほとんどカバーされているというふうに思っておりますが、若干補足で説明するとすれば、2019年の最初の案から2020年の次の案の間でなぜここが変わったのかということが恐らく一番大きな点だろうと思っておりますので、その部分についてちょっと御説明をさせていただきます。

詳細の議論につきましては、これはアドホックグループのレポートも、それからコード委員会のレポートも公表されておりますのでそちらに譲りますけれども、基本的にアドホックグループが一次案の後、もう一度いろいろな国からのコメントを勘案した中で、そのリスクの考え方というものをどう捉えるべきかということのしっかりとした議論をしたのですけれども、そのときに、参考の資料でいうと参考資料2-2のコードの改正案を参考までに見ていただきたいと思っております。

14ページに日本語のものがついております。11の4の2条というところを御覧いただければと思います。11の4の2条、これはまさにその国、地域、コンパートメントのBSEリスクを決定するための一般的な基準ということなのですけれども、ここにあります中身で、アドホックグループが重視をしたところがございます。それが、「1）BSE発生に関連するすべての潜在的要因を同定し、かつそれらの歴史的な視点から、BSEが牛群内で再循環しているリスクを評価する“牛海綿状脳症のリスクステータスに関するOIEによる公式認定の申請”の規定に従う」云々というふうになっておりまして、この「牛群内で再循環しているリスクを評価する」というところを、アドホックグループがBSEのリスクの考え方というもののこの部分に着目いたしまして、牛群内で再循環するリスク、これがあるかどうかということを重視しました。そのため、当然、無視できるリスクの国あるいは地域と

いうものは、全体として捉えるのですけれども、やはりある一部分、ごく一部分の牛群内で再循環しているリスクを考えれば、ごく一部の牛群にやはりリスクは残っているというところを、これはそう考えるべきであろうということです。

したがって、その管理されたリスクの国と無視できるリスクの国の間に質的な差というものではなくて、単にその牛群内で再循環しているリスクがある牛群が大きい小さいかということだけが問題なのだろうということで、そこは質的には同列に扱うべきだろうということから、やはりここは切り分けるべきではないという判断に至ったということで、そのためにここの第一次案から第二次案に向けて変更があったというところでございます。

それを踏まえて、コード委員会でもその考え方自体については、これは科学的には妥当であろうということですので、コード委員会もそれを踏まえて今回の案の提示に至ったということでございます。

今後の議論ですけれども、この後、恐らく来月になると思うのですけれども、今回、2021年2月のコード委員会のレポートが公表になります。それが公表になった後、そこにある修正、改正案について、また9月のコード委員会に向けて加盟国のコメントを求めます。そのコメントの返り方次第で、9月の段階で来年のOIE総会にこのBSEの改正案を採択にかけるかどうかを判断するという手続になってまいります。ですので、どんなコメントが返ってくるかということに依拠してまいりますけれども、今度の9月には大体の目安がついて、2022年の総会にかかるのかかからないのかという判断がおおよそつくのではないかと考えておるところです。ですので、改正案が成立するのは最短で2022年5月ということになろうかと思っております。

私からの補足の説明は以上になります。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

現在の二次改正案を含むOIEの動向につきまして、国際基準の状況も踏まえた諮問の趣旨、背景及びその内容に関する照会について厚生労働省から、「現在、OIEにおいて検討中の国際基準の改正内容が確定されなければ、現行の諮問内容等への影響の有無について判断することはできない。OIEの改正内容が確定した段階で改めて回答する」という返事があったということかと思えます。OIEの状況、厚生労働省の照会のやり取りについて詳細に説明をいただきました。委員の先生方から、事務局及び農林水産省からの説明に対する御質問がありましたらお願いしたいと思えます。

筒井先生、お願いします。

○筒井専門委員 沖田室長に質問なのですけれども、現在のOIEコードにおきます無視できるリスクの国の中には2つの種類があって、要は管理されたリスクの国から卒業して無視できるようになった国と、いわゆる歴史的にBSEの発生がない、例えば、オーストラリアのような国があると思うのですけれども、こういったオーストラリアなどの歴史的な発生がない国というのは、ここでいう但し書きのところに該当するという判断を皆さんがさ

れているという状況なのでしょうか。

○沖田国際衛生対策室長 ありがとうございます。

御質問のオーストラリア、全く発生もしていないような国ですが、そこについても BSE が牛群内で再循環しているリスクに応じてこれを取り扱うかどうかということだと思いませんけれども、OIE の議論の中では、基本的には発生したか発生していないかということで無視できる国を区分するということは考えていないところです。ですので、オーストラリアであっても当然、恐らくリスクのある牛群というのは極めて小さい、あるいはもういないという判断になるのかもしれませんが、そこに特別な区別はつけておりません。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

そうすると、改めてオーストラリアのような国であっても、そういった自分の中の国のポピュレーションについてリスク評価を行って、これを証明していく必要があるということになるということでしょうか。

○沖田国際衛生対策室長 ありがとうございます。

具体的に既存の、既にステータスを獲得している国がこの変更によってどのようになってしまうのかというその具体的な経過措置だとか移行とかについてどうなるのかということについては、これは OIE の中で今、検討しておりますので、現時点でこうなりますというのが決まっているわけではございません。当然そのリスクを決定するリスク評価のプロセスはちゃんとやらなければいけないというコードにはなりますので、全体に係ることにはなりますが、現在既に獲得している国がどのように移行していくのかということについては、具体的な手続は後ほどということになるかと思えます。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 水澤先生、お願いします。

○水澤専門委員 ありがとうございます。

これは非常に大きな変更なのではないかと思うのですけれども、こういう変更を、無視できるリスク国と管理されたリスク国のボーダーがないというか、区別しないのだというふうになった理由というか、背景について、先ほど、考え方は御説明いただきましたけれども、何かそういうイベントのようなこと、エピソードはあったのでしょうか。もしあったら教えていただきたいと思えます。

○沖田国際衛生対策室長 ありがとうございます。

ちょっとお答えになるかどうか分からないのですが、そもそもこの BSE コードの大改正の大本が、かなり前、2016 年くらいから始まっているのですが、その基本的なきっかけが、やはり現時点のコードというものが 2000 年の最初の頃、1990 年代の一番最後から 2000 年の最初の頃、この頃の BSE の状況を前提としていろいろつくられているということだったので、現状では世界での BSE の発生も年間 1 頭、2 頭とかそういった状況です。クラシカルなほうですけれども、そういう状況になっておりますので、そういう今の状況にはそぐわないので、これをきちんと改正していこう、リスクベースでこのコ

ードをつくっていこうという、そのリスクベースという考え方を非常に重視してきたということが背景にあります。科学的に妥当なコードの構成というものを考える中でこういうものが出てきたというふうに認識しています。

○水澤専門委員 どうもありがとうございました。

一応御説明はよく分かりました。そういうふうに現状に即して考えていこうということはよく理解できるのですが、先ほどお話がありましたように、例えば、オーストラリアというか、これまで発生がないと。そういったのは我々直感的によく分かるわけですし、それは非常にリスクも少ないというふうに分かるのですが、そういったところに区別を置かないとなると、非常に直感的には分かりにくいという感じがします。これは今日のご専門の先生方はいかがなのでしょう。ちょっと御意見があれば伺いたいと思いました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 先生方、何か御発言はございますか。

私からちょっといいでしょうか。この牛群の捉え方ということに関して、例えば、オーストラリアは分かりやすいというのは全くそのとおりだと思うのですが、例えば、数は少ないですが、アメリカ合衆国とかの場合、カナダから入ってきた牛がどうのこうのとかということが過去にございましたよね。その場合はアメリカ合衆国1つ、あるいは各州単位で考えるのかとか、その辺はOIEで非公式ながら何かのディスカッションはされているのでしょうか、その牛群というのはどういう考え方で捉えようとしているのでしょうか。

○沖田国際衛生対策室長 ありがとうございます。

このステータスというのは、国、地域、あるいはコンパートメントのステータスですので、基本的にはその単位での全体が、まず全体の牛群ということになります。ただし、先ほど言った考え方で、牛群内で再循環しているリスクを評価するときに、再循環している可能性があるというのは、いわゆるサブポピュレーション、小牛群という形になりますので、その小牛群がどうなっているのかというリスクを考えるということですので、ステータスを考える牛群というと、例えば、国にステータスを与えるのであれば国全体が全体の牛群ですが、一部に今おっしゃられたような、例えば、カナダから来るものというのは、必ずしも再循環している可能性が否定できないサブポピュレーションになると思いますので、そういった形です。そういうふうに考えていって、一部は残っているというふうに捉えていって、それに応じたリスク管理措置を敷いていこうというのが、OIEコードの考え方です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

他に先生方から御発言、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、沖田室長、どうもありがとうございました。

それでは、取りまとめをさせていただきたいと思います。

繰り返してまいります。厚生労働省からの回答によりますと、「現在、OIEにおいて検

討中の国際基準の改正内容が確定されなければ、現行の諮問内容等への影響の有無について判断することはできない。OIEの改正内容が確定した段階で改めて回答する」というふうに回答されております。そこで、本調査会においては、厚生労働省から改めて回答があるまでは、本件の審議は一時中断することというふうにしたいと思っております。

皆様、いかがでしょうか。御同意いただけるようでしたら、申し訳ございません、この同意マークを出していただければと思います。

(同意札掲示)

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、この件につきましては、OIEの方針が決まるまでは一時ペンディング、中断するという事で事務局もよろしく申し上げます。

続きまして、議事(2)に移りたいと思っております。事務局から輸入牛肉等に関わる食品健康影響評価に関する報告があるということですので、説明をお願いいたします。

○中村係長 それでは、各国からの輸入牛肉等に関するプリオン専門調査会の審議状況を御報告します。参考資料3-1を御用意ください。

プリオン専門調査会では、厚生労働省からの諮問に基づき、今まで15か国について、当該国から輸入される牛の肉及び内臓の月齢制限を「30か月齢以下」とした場合の評価を実施しており、そのうち8か国については、月齢制限を「30か月齢以下」から「月齢制限なし」、月齢撤廃の評価を実施しております。

また、昨年12月に答申した、フィンランドから輸入される牛肉等の評価につきましては、「30か月齢以下」の評価を挟むことなく「月齢制限なし」とする評価を実施しております。

専門調査会では今後、お手元の参考資料3-1の表に記載された国から輸入される牛肉等の審議が予定されています。

具体的には、読み上げますと、既に30か月齢以下の条件で輸入が再開されているオランダ、ポーランド、スウェーデン、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、イギリスから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る月齢制限の引上げに関する評価と、昨年5月に厚生労働省から諮問を受けた、ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する評価となります。これらの国につきましては近々の予定はございませんが、御審議いただくための資料が整い次第、本調査会で御審議いただくこととなります。

事務局からの説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

私もドイツからの件はずっと気になっておりますけれども、今後の審議案件の見込みについての説明をいただきました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の先生方から何かコメント、御質問等はございますでしょうか。特にございませんか。

そうしたら、また資料等が整いましたら事務局から連絡をいただくということでよろしく申し上げます。

本日の審議は以上でございます。どうもありがとうございました。お忙しい中どうもありがとうございます。